

不利益処分の内容	印鑑登録原票の消除		
根拠法令及び条項	鳥取市印鑑条例第 10 条		
担 当 課	市民課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 10 条によるほか、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 10 条第 1 号該当の場合			
条例第 8 条に規定する印鑑登録廃止届の提出があった場合において、第 8 条第 2 項の規定により準用する第 5 条の規定による文書による照会があったときは当該回答があった日に、第 5 条第 4 項の規定により文書による照会を省略したときは当該印鑑登録廃止届が提出された日に印鑑の登録を廃止し、印鑑登録原票を消除する。			
2 第 10 条第 2 号該当の場合			
(1) 住民基本台帳法施行令第 8 条の規定により、その者が転出をし、又は死亡したことその他その者について住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたことにより住民票の消除がされた場合は、当該住民票の消除された日に印鑑登録を廃止し、印鑑登録原票を消除する。			
(2) 住民基本台帳法施行令第 12 条の規定により職権で住民票を消除した場合は、当該住民票を消除した日に印鑑登録を廃止し、印鑑登録原票を消除する。			
3 第 10 条第 3 号該当の場合			
氏名、氏、旧氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の変更により、住民票の氏名、氏、旧氏又は名の変更（登録されている印鑑を変更する必要がある場合を除く。）がなされた場合は、当該住民票の記載の変更がなされた日に印鑑登録を廃止し、印鑑登録原票を消除する。			
4 第 10 条第 4 号該当の場合			
後見開始の審判に基づく登記をした旨の通知を受けた場合は、当該通知を受けた日に印鑑登録を廃止し、印鑑登録原票を消除する。			
変更日 平成 12 年 9 月 26 日			
変更日 平成 24 年 7 月 9 日			
変更日 令和 2 年 2 月 1 日			